

令和6年度 第1回 豊田市開発事業対策協議会



違反開発通報用 QR コード

日時 : 令和6年6月25日(火)
午前14時から午前15時
場所 : 南52会議室

議 事

1 令和6年度事業について

(1) スケジュール

(2) 豊田市違反開発防止週間

① 公民連携開発事業一斉パトロール

② 各種啓発活動

(3) 各種啓発活動（年間）

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

(1) スケジュール

時 期		内 容
実 施 済	4 月 ～ (継続)	盛土規制法周知チラシ配布
	5 ～ 6 月	市内全自治区長への手続条例及び盛土規制法の制度説明
	6月25日	令和 6 年度第 1 回協議会【今回】
予 定	7月15日 ～ 7月21日	豊田市違反開発防止週間 ・ 公民連携開発事業一斉パトロール ・ 各種啓発活動等の実施 (懸垂幕の設置、 違反開発防止の啓発ポスター、チラシ配布)
	7月23日	(盛土規制法説明会 (協議会構成団体向け) [DX])
	10月1日	(盛土規制法 規制開始)
	3月6日	令和 6 年度第 2 回協議会

※ 通年 各団体で主体的に、違反防止の取組、違反早期発見・通報等を実施

(2) 豊田市違反開発防止週間

目 的

期間中、活発なパトロールや協議会の取組のPR活動をすることで
市民の違反開発撲滅に向けた意識の醸成につなげ
違反開発事業発生防止、早期通報の徹底を図ることを促進する。

期 間

7月15日（月）～7月21日（日）を予定

週間中の重点取組（案）

- ① 公民連携開発事業一斉パトロール
（出発式：7月17日を予定）

- ・ 団体ごとに市域を巡回

※ 手続条例提出済みの案件は 看板掲示の有無を確認する。

- ② 各種啓発活動

- ・ 各団体で違反開発防止の啓発ポスター掲示、チラシ配布
※ 自治区、交流館、関係団体に加え、商工会にも配布

- ・ 懸垂幕の設置（市）

※ 市役所に懸垂幕を設置し、違反開発防止について、市民へ周知

※ 週間中の取組については、週間後に報告をお願いします。

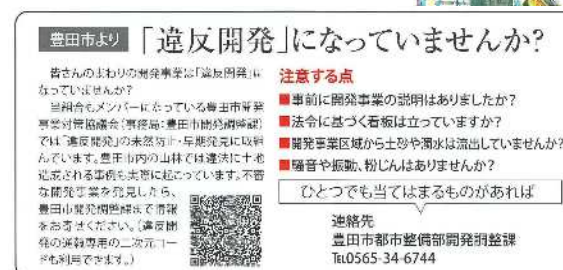
豊田市開発事業に係る手続等に関する条例に基づく様式	
開発事業区域の地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇、〇番〇、〇番〇
開発事業区域の用途地域等	例) 第一種住宅地域、市街化調整区域、都市計画区域外
開発事業の目的 (建築物の用途)	例) 専用住宅(〇区画)、共同住宅(〇戸)、物産施設、工場(〇〇製造業)、飲食店、粘土採取行為、駐車場、太陽光発電設備の設置。
開発事業区域の面積	〇、〇〇〇、〇〇㎡ (原則、芝刈面積を記載)
延べ面積	— m ² 建築物の高さ — m
計画戸数	— 戸 階 数 — 階
予定施工期	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
開 発 事 業 者	開張する法令等の名称 例) 都市計画法、建築法、特定都市河川被害対策法、消防法 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事施行者	住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
説 明 者	住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
開発事業承諾通知書の交付を受けた日及び様式	年 月 日 豊 第 一 号 (承諾後に記入する)
標 識 を 設 置 し た 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
開 発 事 業 に 関 する 問 合 せ 先	住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 担当 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

注 1 空白がある欄は、承諾を受けた日以後に記載すること。
2 標識は、白地に黒色で内容を記載し、大きさは、縦90センチメートル以上かつ横60センチメートル以上とし、地面から60センチメートル程度の位置に設置すること。

(3) 各種啓発活動（年間）

（参考）昨年度の啓発活動事例

- 会員へ対し、手続条例の看板を実物にて教示（建築士会）
- 支部会員へメール及びファックスにて豊田市違反開発防止週間の事前周知（不動産協会）
- 広報・周知用ポスターを事務所内へ掲示（行政書士会、商工会議所、豊田加茂建設）
- 研修会にて、違反開発防止ポスター、盛土規制法チラシ配布及びアナウンスを実施（測量設計業協会）
- パトロールの実施及び結果を支部だよりで報告（土地家屋調査士会）
- 週間中の活動について通信、農業委員会だよりで周知（森林組合、農業委員会（週間終了後に周知））



(3) 各種啓発活動（年間）

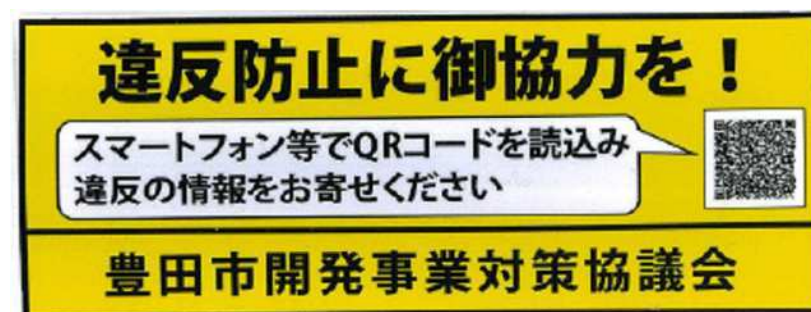
目 的

自治区を通じて市民に向けた啓発を行うとともに、
土地所有者への注意喚起を促し、
違反開発事業の早期発見と防止を 広く浸透 させる。

取 組（案）

- ① 啓発ポスターの掲示場所やチラシの配布枚数の増加（再掲）
※ 令和5年度の掲示場所に商工会を加え、約400枚を掲示
- ② 会報などへの掲載回数の拡充
- ③ 違反開発通報用 QR コードの周知拡大（市）

周知用ステッカー



※ 第2回協議会の出席依頼の際（2月予定）に報告をお願いします。

豊田市における 盛土規制法の概要

安全な盛土等を行うために



土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

豊田市 都市整備部

開発調整課

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

目次

法の目的、特徴		9
豊田市の規制区域、許可対象の盛土等	豊田市の規制区域	10
	許可対象の盛土等	11
許可を要しない工事		14
手続の流れ		17
許可基準	技術基準	19
	申請者の資力・信用	22
	工事施行者の工事完成能力	24
	土地所有者等の同意	24
	定期報告、中間検査、中間報告	26
都市計画法のみなし許可扱い		28
届出及び申請	届出概要	29
	届出書の留意事項	30
	申請書の留意事項	32
既存盛土調査の流れ		34

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

法の目的、特徴



名称	宅地造成及び特定盛土等規制法
施行日	令和5年5月26日
目的	危険な盛土等による災害から国民の生命・身体を守る
内容・特徴	全国一律の基準による包括的規制 ・スキマのない規制(規制区域、規制対象の明確化) ・盛土等の安全性の確保 ・責任の所在の明確化 ・実効性のある罰則

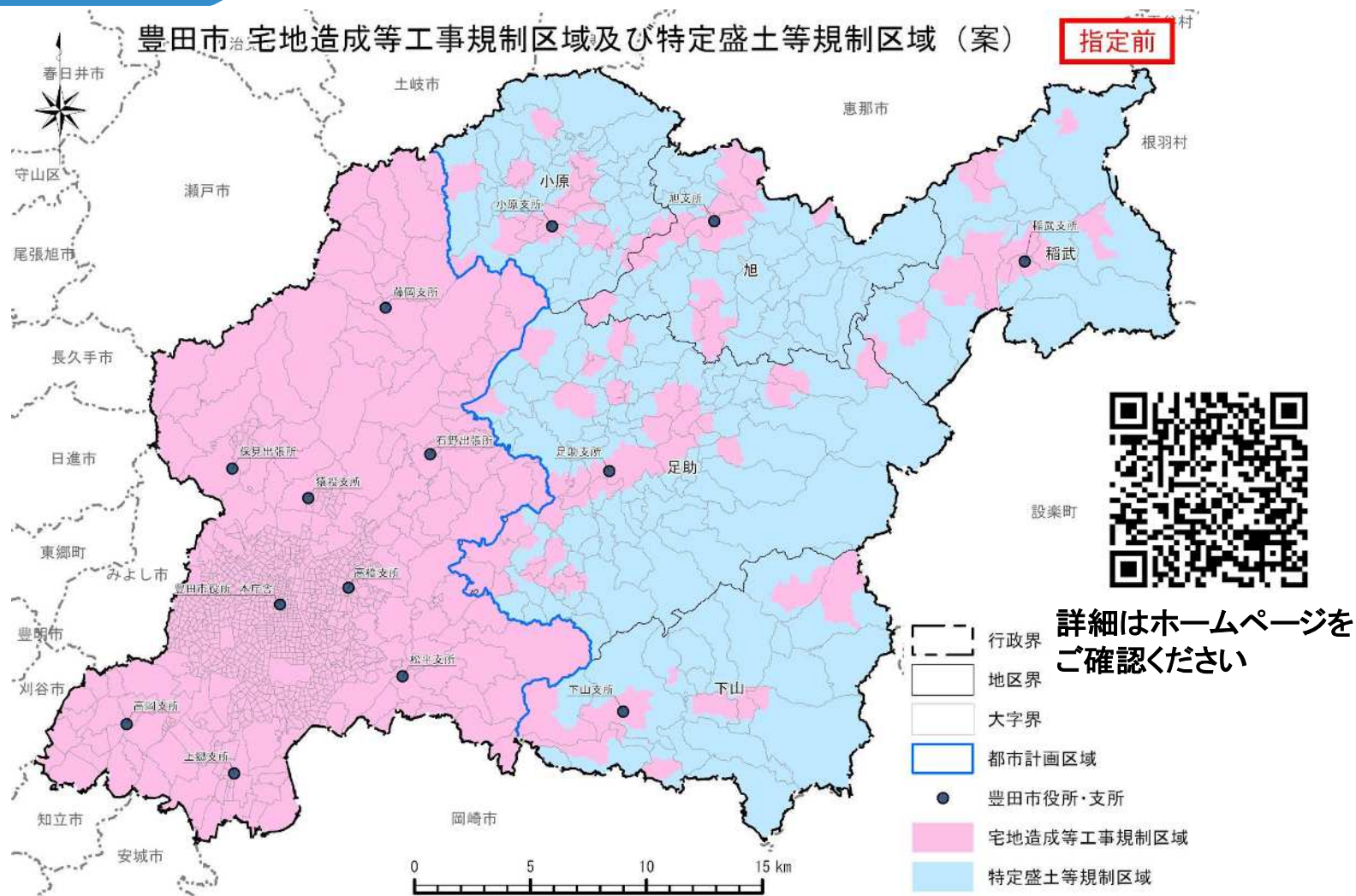
豊田市では、**令和6年10月1日(予定)**の規制区域指定とともに規制が開始されます。

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

豊田市の規制区域、許可対象の盛土等



豊田市の規制区域



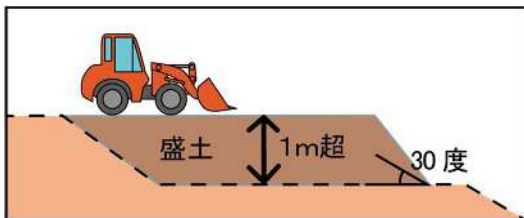
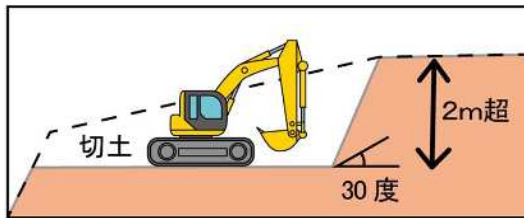
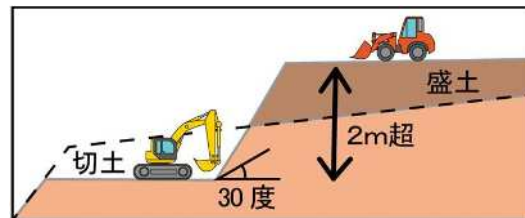
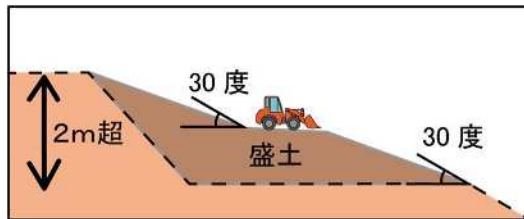
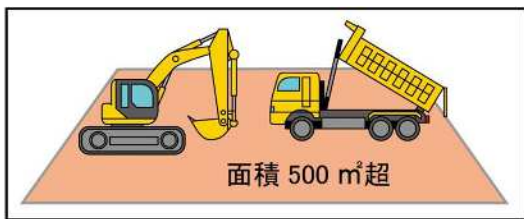
(4) 豊田市における盛土規制法の概要

豊田市の規制区域、許可対象の盛土等



許可対象の盛土等

盛土又は切土

①	②	③
盛土で 高さ1m超の崖ができる工事 	切土で 高さ2m超の崖ができる工事 	盛土と切土を同時に行い 高さ2m超の崖ができる工事 
④	⑤	
盛土で 高さ2m超の工事(①、③以外) 	①～④以外で盛土又は切土を行う 土地の面積500㎡超の工事(高さ30cm超の盛土又は切土に限る) 	

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

豊田市の規制区域、許可対象の盛土等



許可対象の盛土等

土石の堆積

①	②
最大堆積時に 高さ2m超かつ面積300㎡超の工事 	最大堆積時に 面積500㎡超の工事(高さ30cm超の堆積に限る) 

用語	定義
土石の堆積	土石を積み重ねたもの(一定期間(5年以内)の経過後に当該土石を除却するものに限る。)
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すもの
土砂	次に掲げるもの ・土(地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト、及び粘土) ・土に有機物が混入したもの ・土に性状改良材(セメント、石灰等)を混合等したもの ・資源有効利用促進法に規定される建設廃棄物等の建設副産物(コンクリートの塊、アスファルトの塊など)を土と同等の性状にしたもの
岩石	石(粒径75ミリメートル以上のもの)のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

豊田市の規制区域、許可対象の盛土等



許可対象の盛土等

許可の特例

・国、都道府県、政令市、中核市が行う宅地造成等に関する工事については、許可権者との協議が成立することをもって、法第12条第1項の許可があったものとみなす(法第15条第1項)

公共工事⇒許可不要(ただし、協議は必要)

・規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、法第12条第1項の許可を受けたものとみなす(法第15条第2項)

ア 規制区域指定(R6.10.1) 後に開発許可を受ける場合は、許可不要

イ 規制区域指定前に開発許可を受けた場合で、規制区域指定前に工事に着手した場合は、許可不要。ただし届出の提出必要(P22参照)

ウ 規制区域指定前に開発許可を受けた場合で、規制区域指定後に工事に着手する場合は、許可必要。ただし、旧法の宅造区域内の場合は、許可不要

エ 規制区域指定前に旧法の許可を受けた場合は、工事の着手に関わらず、許可不要

※着手とは・・・請負契約の締結や労務者の雇入れではなく、土地の形質の変更が行われた時点

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可を要しない工事



許可が必要な規模であっても、政令・省令等により許可を要しない工事は以下のとおり

区分	具体的な内容
公共施設用地(公共施設の用に供されることが決定している土地も含む)における工事	道路、公園、河川、砂防設備等および国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道等
土地利用のために土地の形質を維持する工事	通常の営農行為、グランド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ※通常の営農行為の範疇か否かは農地担当部局の意見等を踏まえて判断
規制区域指定の際に既に行われている工事	許可申請ではなく届出が必要(規制区域の指定があった日から21日以内)
盛土等に関する工事に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事	○ 採石法、砂利採取法、廃掃法、土地改良法等の許可等を受けた工事 ○ 以下に掲げる土石の堆積に関する工事 ・高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・土石の堆積を行う土地の面積が面積が500㎡を超えるものであって、堆積の厚さが30センチを超えないもの ・工事の施行に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの(具体的な事例については、次ページ以降で説明)

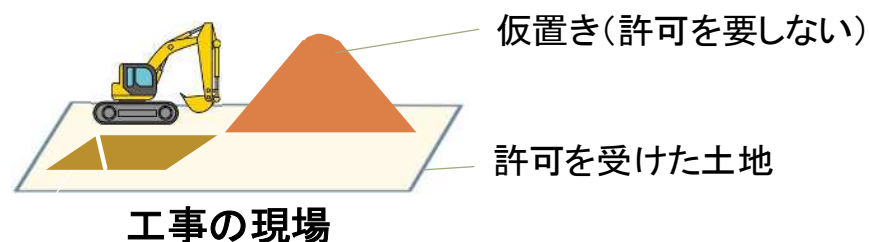
(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可を要しない工事

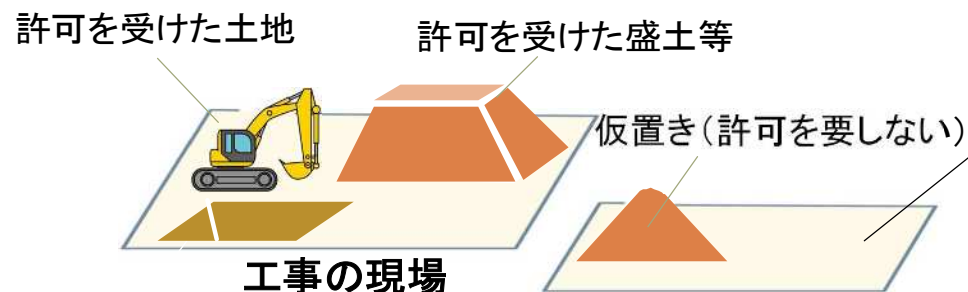


工事の施行に使用する土石又は当該工事で発生した土石を
当該工事の現場又はその付近に堆積する場合

- ①盛土規制法による許可を受けた土地内に、工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を当該現場に一時的に仮置きする場合



- ②盛土規制法による許可を受けた工事の現場(土石の一時堆積を行う工事を除く)で、工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を請負契約書等で土石等の置場として位置づけられた土地に一時的に仮置きする場合



請負契約書や工事施工計画書等に
土石等の置場として位置づけられ、
主任技術者等が工事の現場と一体的な
安全管理をできる土地

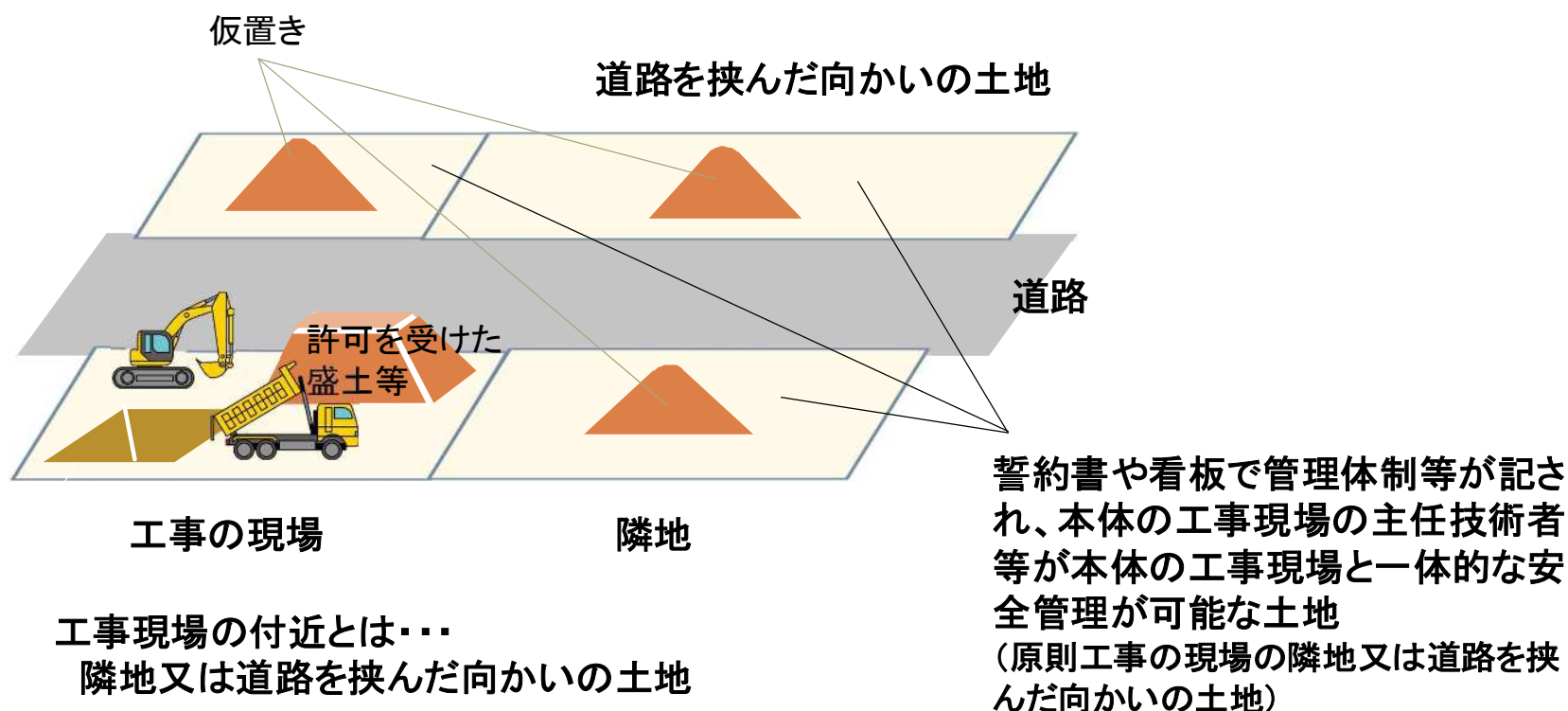
(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可を要しない工事



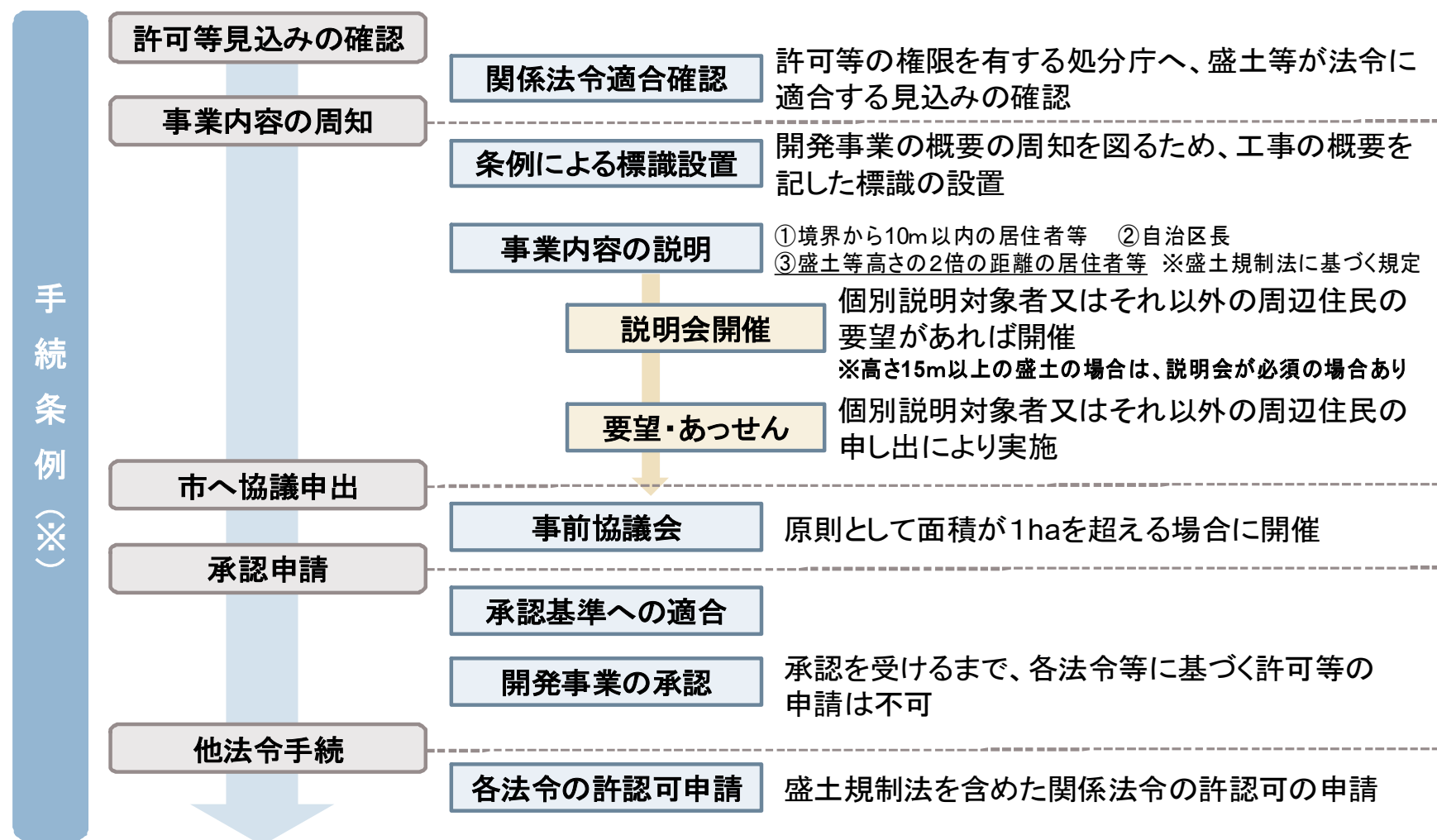
工事の施行に使用する土石又は当該工事で発生した土石を
当該工事の現場又はその付近に堆積する場合

③盛土規制法による許可を受けた工事の現場で、工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を工事現場の付近に 一時的に仮置きする場合



(4) 豊田市における盛土規制法の概要

手続の流れ



次ページ 法へ

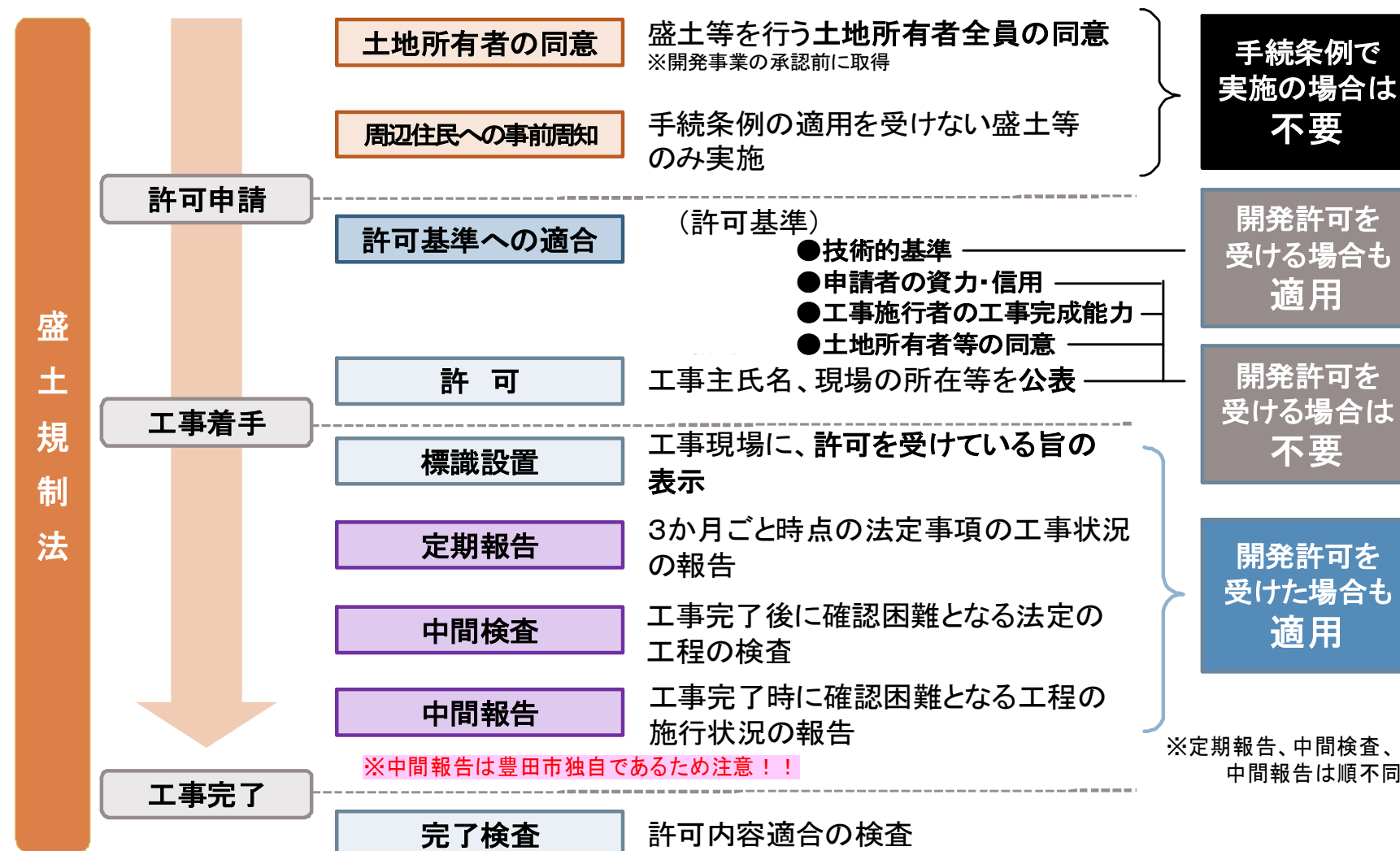
※手続条例の「開発事業」に該当する場合のみ

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

手続の流れ



前ページ 条例から



(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準

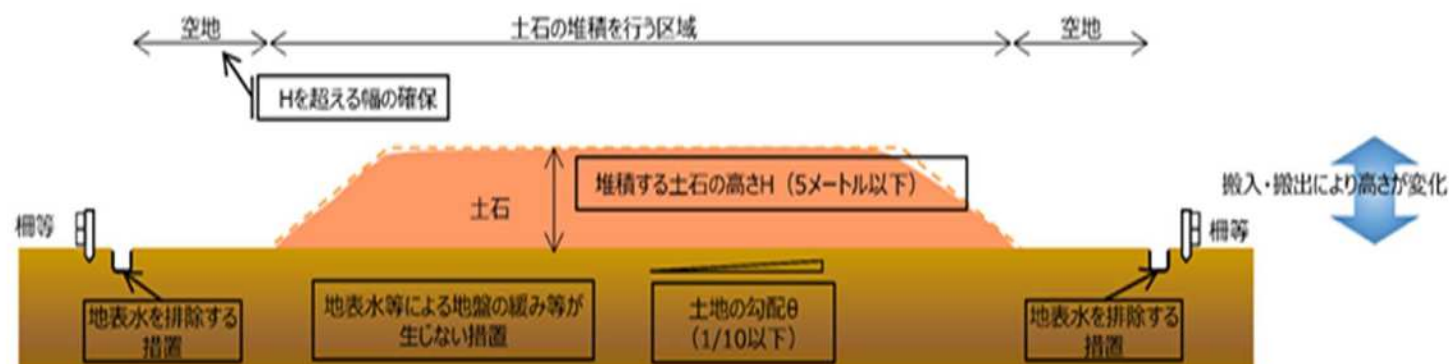


技術基準

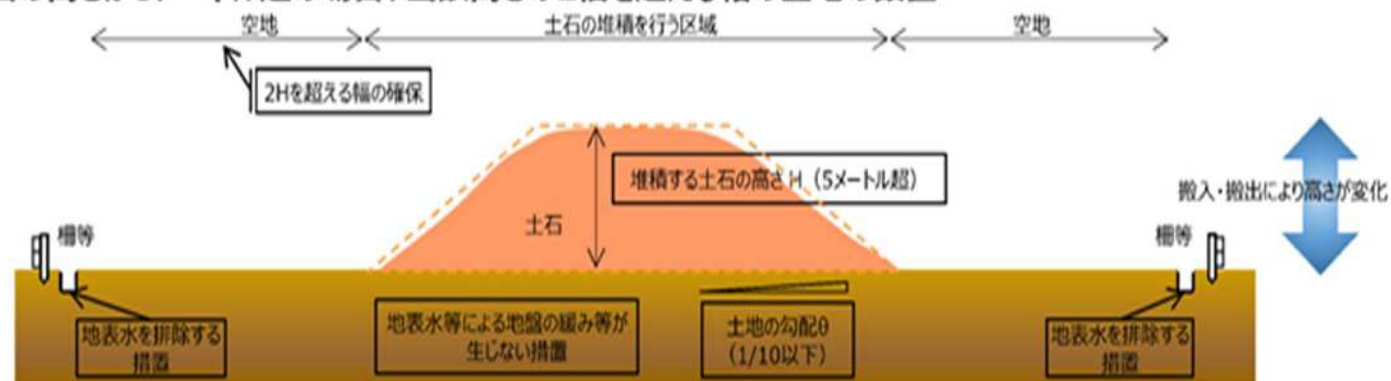
土石の堆積

【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準



技術基準

土石の堆積(代表事例)

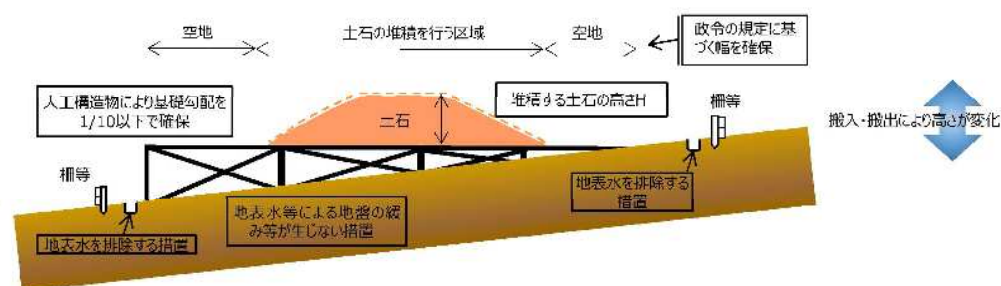
A) 鋼矢板等の設置

⇒土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



B) 構台等の設置

⇒構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面(空地を含む)の勾配は10分の1以下を確保する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



C) 堆積勾配の規制及びシート等による保護

⇒堆積した土石の土質等に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。

なお、土石の堆積が盛土と異なり、十分に締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安全性を確保するために1:2.0よりも緩い勾配とすることが望ましい。

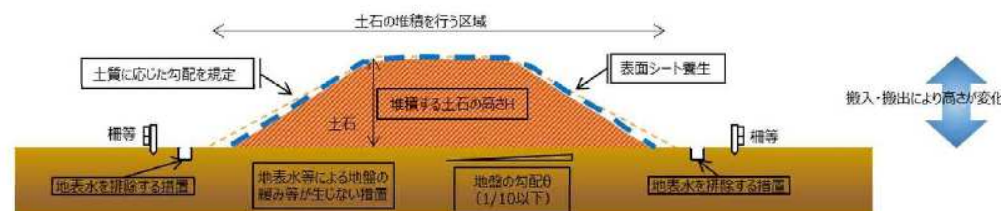


図 代表的な措置の概念図

※「柵等」は、区域内に人がみだりに立ち入らないようにする施設をいい、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流入を防止できるのであれば簡素な措置とすることも可能

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準



申請者の資力・信用

工事主の資力 工事主が工事を完成するために必要な資力を有している者のみへ許可

工事主が法人の場合

◆省令で規定される許可申請時に提出が必要となる資料

- ・登記事項証明書
- ・役員の住民票もしくは個人番号カードの写し等
- ・資金計画書

◆審査基準

工事主が以下のいずれかに該当すること。

- ア 直前期の自己資本比率が10%以上であること。
- イ 直前期の自己資本比率が0%以上10%未満の場合は、直前3年間の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。)の平均額又は、直前事業年度の経常利益金額等が0以上で、直前3年間の所得税が完納していること。

※提出資料【経理的基礎申告書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】

- ウ 直前期の自己資本比率がマイナスである場合は、直前3年間の経常利益金額等の平均額が0以上で、直前3年間の所得税が完納していること。

※提出資料【経理的基礎申告書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】

工事主が個人の場合

◆省令で規定される許可申請時に提出が必要となる資料

- ・住民票もしくは個人番号カードの写し等
- ・資金計画書

◆審査基準

工事主が以下に該当すること。

- ア 直前期の資産額から負債額を減じて得た額が0以上で、直前3年間の所得税が完納していること。

※提出資料【経理的基礎申告書、資産に関する調書、納税証明書】

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準



申請者の資力・信用

工事主の信用

工事主が工事を行うために必要な信用を有している者のみへ許可

◆審査基準

工事主及び工事主の役員等が以下のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 盛土規制法または同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（豊田市長が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）

ウ 盛土規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）

エ 暴力団員等

※提出資料【法人登記簿、役員等報告書、誓約書、申請者の印鑑登録証明書】

※工事主の役員等

会社の役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者等

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準



工事施行者の工事完成能力

施行者の能力

工事施行者が工事を完成するために必要な能力を有している者のみへ許可

◆審査基準

工事施行者が以下に該当すること。

ア 当該工事の難易度に対して、過去の事業実績等から工事を完成することが可能と考えられること。

※提出資料

【工事施行者の能力に関する申告書、法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票)】

参考書類

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

豊田市長 様

住所
工事主の氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり、申告します。

工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電話 () - ()
設立及び沿革	設立 年 月 日
業務の内容 (法令による登録等)	()
資産の状況 (資本金)	() 千円
従業員数	事務職 人 技術職 人 計 人

工事の名称	施行主名	工事施行場所	面積 (平米)	施行年度

宅地造成等の経歴
・工事の名称
・事業主
・工事施行場所
・面積
・施行年度

※申請者と工事施行者が別の場合は、法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票の写し)を添付

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準



土地所有者等の同意

土地所有者の同意

工事主は盛土規制法の許可申請前に土地の所有者等全員の同意の取得が必要

周辺住民への事前周知

法11条・法29条関係

工事主は、工事の許可申請をするとき、あらかじめ、工事の施工に係る周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の工事内容の周知に必要な措置を講じなければならない。

※周辺住民 盛土等の規模や地形から判断される範囲に居住する住民

※工事内容 工事主・施工者の氏名又は名称、所在地、着手・完了予定日、盛土等の高さ・面積・土量等

※必要な措置 ①～④で選択

- ① 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を当該土地の周辺地域の住民に配布すること
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を、当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること
- ④ 都道府県等の条例又は規則で定める措置(開発手続条例適用の場合は、同条例で規定する方法による)

ただし、次に該当する場合、①必須

○山間部における河川の流水が継続して存する土地、その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地(改正政令7条2項2号に規定する土地(溪流等))において、高さが15mを超える盛土をする場合

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準



定期報告、中間検査、中間報告

定期報告

◆要報告の盛土等の規模

- ①盛土崖2m超、②切土崖5m超、③盛土切土同時崖5m超、④盛土高2m超(①、②該当除く。)、
⑤盛土切土面積3,000㎡超

◆報告事項等

盛土等の高さ、盛土等の面積、盛土等の土量、擁壁等について、施工状況を3か月ごとに報告

中間検査

◆対象となる盛土等の規模

- ①盛土崖2m超、②切土崖5m超、③盛土切土同時崖5m超、④盛土高2m超(①、②該当除く。)、
⑤盛土切土面積3,000㎡超

◆検査工程

工事完了後に確認困難となる、盛土基盤の排水管の敷設

中間報告

重要工程の施工状況等を、施工後、遅滞なく写真や検査書類等により市に報告

→詳細な内容については次ページに記載

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

許可基準



定期報告、中間検査、中間報告

中間報告

重要工程	報告内容	撮影や検査で確認する内容
基礎地盤	基礎地盤の湧水や亀裂等 や 傾斜地の段切りの高さ、幅、排水勾配	①地盤の状況を確認 ②スタッフ等により幅と高さを確認 ③水系・スタッフ等により排水勾配を確認
排水層	排水層の厚さ、延長長さ、排水勾配、材料、小段との位置関係	①リボンロッド等により厚さ、延長長さを確認 ②水系、リボンロッド等により排水勾配を確認 ③材料を確認 ④小段ごとに設置されていることを確認
盛土	盛土の締固め状況	①スタッフ等により巻出し厚が30cm以下となっていることを確認 ②締固めが行われていることを確認
擁壁	現場打ち擁壁の基礎地盤の支持力、鉄筋種類、鉄筋径、配筋間隔、かぶり厚さ、裏込め砕石又は透水マット	①基礎地盤が所定の支持力を有していることを確認 ②鉄筋種類、鉄筋径、配筋間隔、かぶり厚さが設計内容と整合していることを確認 ③裏込め砕石又は透水マットが設計内容通り施工されていることを確認
	プレキャスト擁壁の基礎地盤の支持力、裏込め砕石又は透水マット	①基礎地盤が所定の支持力を有していることを確認 ②裏込め砕石又は透水マットが設計内容通り施工されていることを確認
	練積み擁壁の基礎地盤の支持力、裏込め砕石	①基礎地盤が所定の支持力を有していることを確認 ②裏込め砕石が設計内容通り
	崖面崩壊防止施設の掘削・床付け状況、背面地盤の処理、部材	①掘削・床付け状況及び背面地盤の処理が設計内容と整合していることを確認 ②設計どおりの部材を用いて施工されていることを確認
防災措置	沈砂池の位置、高さ、長さ	①位置を確認 ②リボンロッド等により長さ和高さを確認
	その他の防災施設	①設置状況を確認

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

都市計画法のみなし許可扱い



開発許可への影響(盛土規制法の許可みなし)

これまでは、開発許可(都計法第29条第1項又は第2項)を受けて行われる宅地造成は、宅地造成等規制法第8条の許可は不要であった。規制区域指定(盛土規制法規制開始)までは同様

規制区域
指定後

盛土規制法の許可を要する盛土等でも、開発許可を受けて行われる宅地造成であれば、同法の許可は必要ないが、開発許可後は、**盛土規制法の規定が適用**

盛土規制法の許可を受けたものとみなされる(みなし許可)

許可後に適用される手続、規制の主なもの

◆中間検査や定期報告、現場での標識設置、完了後の保全義務等

◆盛土規制法の技術的基準への適合

(都市計画法第33条第1項第7号の基準)

◆盛土規制法の是正措置と罰則

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

届出及び申請



届出概要

届出概要

規制区域内で、規制が開始される(令和6年10月1日(火) 予定)前に着手された一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積(盛土等)については、届出の提出が必要です。

届出に係る盛土等も、工事中はもちろん、工事完了後の安全な状態の維持を見据え、施工していただく必要があります。

提出された届出の内容については、盛土規制法施行規則第54条の規定に基づき、工事施行者の氏名や届出工事の場所などがホームページで公表されます。

届出期間

令和6年

10/1



～

10/21



午後5時15分まで

届出方法

盛土規制法施行規則第52条に基づき、所定の様式と必要書類を添付し、豊田市に提出
様式は、市のホームページからダウンロード可能

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

届出及び申請



届出書の留意事項

様式第十五

届出書 様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第1項〕
〔第40条第1項〕の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること(押印不要)。

工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。

工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事を行っている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。

平地盛土: 勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土: 勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土: 谷や沢を埋め立てて行う盛土

盛土の再下端から最上端まで又は切土の再上端から再下端までの垂直高さを記載すること。
盛土と切土を同時に行う場合は、切土の再上端から盛土の再下端までの垂直高さを記載すること。

盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cmを超える部分の面積を記載すること。

盛土又は切土の総土量を記載すること。場内で土砂を移動する場合は、切土と盛土双方に土量を記載すること。

工事に着手した日、完了予定年月日を記載すること。

予定通りか、遅延しているかを記載すること。遅延している場合は、その対策も記載すること。

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

届出及び申請



届出書の留意事項

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

届出書 様式第十六

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること（押印不要）。

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4	土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5	土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6	土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7	工事着手年月日	年 月 日
8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	工事の進捗状況	

工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事を行っている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。

土石を堆積する高さの最大値を記載すること。

土石を堆積する面積の最大値を記載すること。

土石を堆積する土量の最大値を記載すること。

工事に着手した日、完了予定年月日を記載すること。

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

予定通りか、遅延しているかを記載すること。遅延している場合は、その対策も記載すること。

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

届出及び申請



申請書の留意事項

様式第二

許可申請書 様式第二

必要に応じた災害防止措置を記載すること。
(例えば土留矢板、沈砂槽、防災調整池、仮排水路、かけ面シート被覆等)

大規模な造成工事で遊水池、沈砂池、蛇力コ等を設置する場合に記載すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法【第12条第1項】 【第30条第1項】の規定により、許可を申請します。		※手数料欄			
工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること(押印不要)。					
申請者 氏名					
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無			
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	立方メートル			
		盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
		番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
		番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
		番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				

設計者の住所・氏名を記載すること。

工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。

工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事を行っている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。

平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

盛土の再下端から最上端まで又は切土の再上端から再下端までの垂直高さを記載すること。盛土と切土を同時に行う場合は、切土の再上端から盛土の再下端までの垂直高さを記載すること。

盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cmを超える部分の面積を記載すること。

盛土又は切土の総土量を記載すること。場内で土砂を移動する場合は、切土と盛土双方に土量を記載すること。

許可を要するもののみ記載すること。盛土の場合は1mを超えるもの、切土又は切盛の場合は2mを超えるもののみを記載。同一擁壁が複数箇所にある場合は、まとめて記載。

(番号) 一計画平面図と対照できるものとする。
(構造) 一練積擁壁、鉄筋コンクリート(L型、逆L型、逆U型)等、本市標準構造図による場合は構造図のタイプ(例：名古屋市型L-2.0)を記載。また、認定擁壁を使用するときは、認定書に記載されている擁壁名とタイプを記載。

(高さ) 一擁壁前面地盤面から天端背面地盤面までの垂直距離(見かけ高さ)を記載し、高さが順次変化する場合は、最小高さ～最大高さの範囲で表す。
(延長) 一許可を要する擁壁の施工延長を記載する。

(番号) 一排水計画平面図の番号と同一とすること。(種類) 一U字溝、L形溝、排水管、柵等を記載すること。
(内法寸法) 一既製品は呼び名を記載すること。(延長) 一排水施設の施工延長又は個数を記載すること。

擁壁で覆わないときの法面の保護の方法を記載すること。

リ	工事中の危害防止のための措置	
ヌ	その他の措置	
ル	工事着手予定年月日	年 月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日
ワ	工程の概要	
11	その他必要な事項	
	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
		年 月 日
	係員氏名	
[注意]		
1 ※印のある欄は記入しないでください。		
2 申請者、1欄の工事主、の名称及び代表者の氏名を記載してください。		
3 1欄の工事主が法人である場合は、代表者の氏名を記載してください。		
4 2欄は、資格を有する者の氏名を記載してください。		
5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。		

「準備工→土工→擁壁工→排水工→片付工」のように、工程の概要を記載すること。

工事に着手する日、完了予定年月日を記載すること。

工事の施行にあたって、他の法令に基づく許認可が必要な場合に、その手続きの状況を記載すること。
(砂防法、区画整理、風致等の申請)

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

届出及び申請



申請書の留意事項

許可申請書 様式第四

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法【第12条第1項】
【第30条第1項】の規定により、許可を
申請します。

年 月 日 殿

申請者 氏名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	()
3	工事施行者住所氏名	()
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置	
ル その他 の 措 置		
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日
ワ	工事完了予定年月日	年 月 日

工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること（押印不要）。

設計者の住所・氏名を記載すること。

工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。

工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事を行っている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。

土石を堆積する高さの最大値を記載すること。

土石を堆積する面積の最大値を記載すること。

土石を堆積する土量の最大値を記載すること。

土石を堆積する勾配の最大値を記載すること。

土石の崩壊を防止するための措置を記載すること。
(例えば鋼矢板等の設置、構台等の設置、堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護等)

地盤の改良等の措置を記載すること。

空地の番号と幅を記載すること。堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地、5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地を設置する。なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができる。

雨水等の地表水を排除する措置を記載すること。(例えば排水溝、サンドマット等)

土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を記載すること。(例えば鋼矢板等の設置、構台等の設置、堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護等)
鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記載し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記載すること。

必要に応じた災害防止措置を記載すること。

大規模な土石の堆積に関する工事で遊水池、沈砂池、蛇力ゴ等を設置する場合に記載すること。

工事に着手する日、完了予定年月日を記載すること。

「準備工→土工→擁壁工→排水工→片付工」のように、工程の概要を記載すること。

カ 工 程 の 概 要			
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕
1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
4 3欄は、未定の場合は、後で定まってから記入してください。
5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系で記入してください。
6 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等の設置位置、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記載してください。
7 8欄は、土石の堆積に関する工事を実施する場合においてのみ、その許可、認可等の状況についてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

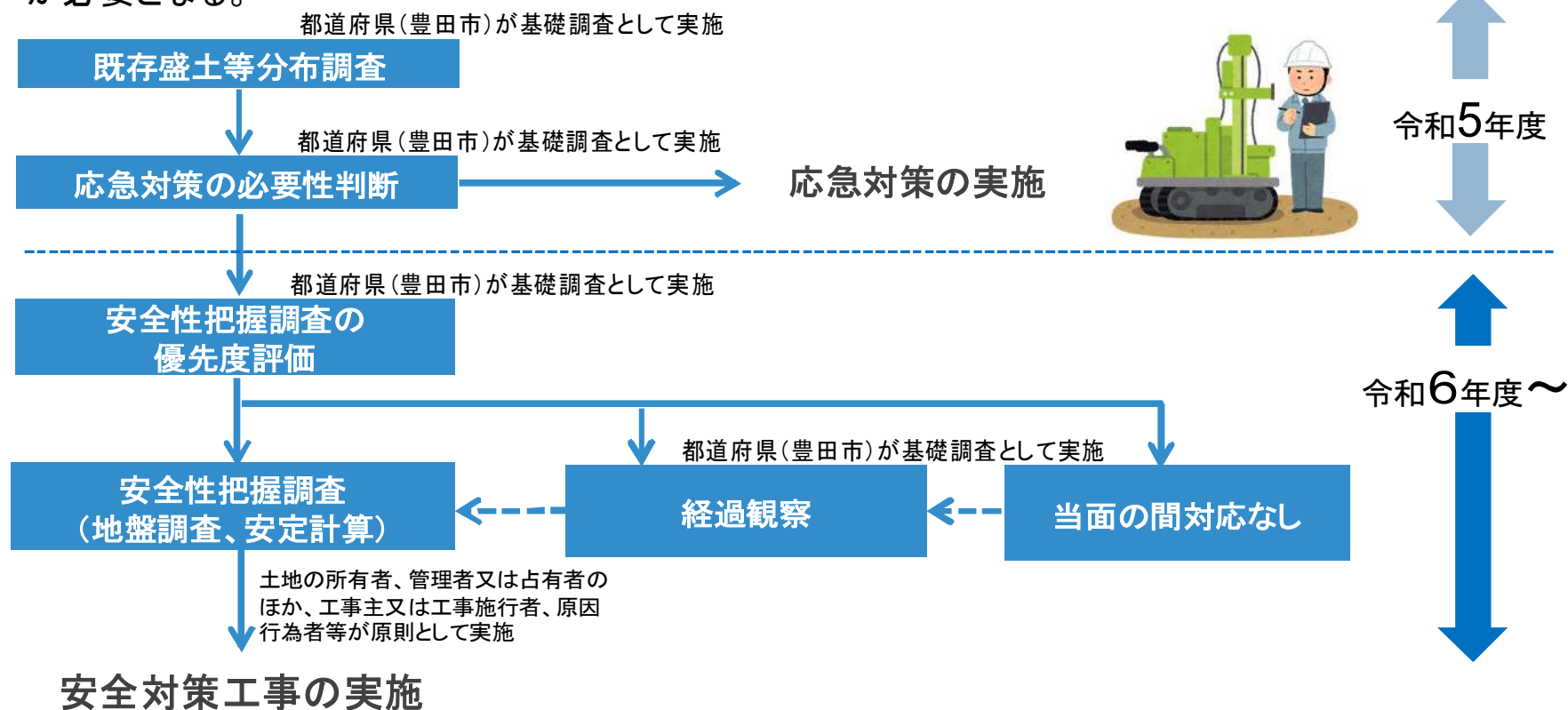
土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記載すること。

(4) 豊田市における盛土規制法の概要

既存盛土調査の流れ

【調査の位置づけ】

宅造区域及び特盛区域内にある既存盛土等も、災害が発生するおそれのあるものについては、土地所有者、事業者等が安全対策を実施することとされており、それを確保するため、土地所有者等へ勧告や改善命令等を行うことができる。既存盛土等の安全対策を行うため、その分布や安全性の調査が必要となる。



出典: 国土交通省都市局 新都市 特集 盛土による災害防止 盛土規制法の施行